

## ベネッセ介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

### (事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社ベネッセスタイルケア

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

### (設置目的)

第2条 将来的に介護福祉士として利用者の状態像に応じた的確な介護や多職種と連携等を実践していくため、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力を習得する機会とする目的とする。介護職員の専門性を高め、質の高い介護サービスを安定的に提供していくことのできる人材の輩出を図る。

### (研修事業の名称)

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ベネッセ介護福祉士実務者研修 通信課程

### (スクーリング会場の位置)

第4条 前条の研修を行うために使用するスクーリング会場は次のとおりとする。

狛江会場) 東京都狛江市和泉本町1-4-2

町田会場) 東京都町田市森野1-7-12 3階

生田会場) 神奈川県川崎市多摩区生田7-21-1

新大阪会場) 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3 13階

溝の口会場) 神奈川県川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノロビル 5階

横浜会場) 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-25-1 4階

秋葉原会場) 東京都千代田区外神田2-2-19 MKビル3階

高田馬場会場) 東京都新宿区下落合1-3-20 キクチビル2階202号室

三鷹会場) 東京都武蔵野市中町1-6-7 朝日生命三鷹ビル4階

大井町会場) 東京都品川区東大井5-11-4 栄隆ビル4階

調布会場) 東京都調布市小島町1-33-11 開国館ビル2階202号室

板橋会場) 東京都板橋区板橋2-66-16 板橋266ビル5階

新宿会場 研修室-1) 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビルディング2号館2階ホール1

新宿会場 研修室-2) 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビルディング2号館2階ホール2

### (研修期間・在籍年限)

第5条 研修期間は6か月※とし、2年を超えて在籍はできないこととする。

※ 有資格者(介護職員初任者研修修了者・訪問介護員研修2級課程修了者・訪問介護員研修1級課程修了者・介護職員基礎研修修了者)については受講期間短縮適用にて3か月とする。

(定員、コース数)

第6条 定員は1コース24名と30名とし、コース数は全132コースとする。

年間総定員は3600名となる。

(養成課程、履修方法)

第7条 通信課程とする。研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、次のとおりとする。

課題の提出方法は、郵送・FAX・WEB（e-ラーニング）のいずれかとする。

	科目	無資格	訪問介護 養成研修 1級課程 /介護職員 基礎研修	訪問介護 養成研修 2級課程	介護職員 初任者研修
1	人間の尊厳と自立	5時間	免除	免除	免除
2	社会の理解Ⅰ	5時間	免除	免除	免除
3	社会の理解Ⅱ	30時間	免除	30時間	30時間
4	介護の基本Ⅰ	10時間	免除	免除	免除
5	介護の基本Ⅱ	20時間	免除	免除	20時間
6	コミュニケーション技術	20時間	免除	20時間	20時間
7	生活支援技術Ⅰ	20時間	免除	免除	免除
8	生活支援技術Ⅱ	30時間	免除	免除	免除
9	介護過程Ⅰ	20時間	免除	免除	免除
10	介護過程Ⅱ	25時間	免除	25時間	25時間
	介護過程Ⅲ ※面接授業	45時間	45時間	45時間	45時間
11	こころとからだのしくみⅠ	20時間	免除	免除	免除
12	こころとからだのしくみⅡ	60時間	免除	60時間	60時間
13	発達と老化の理解Ⅰ	10時間	免除	10時間	10時間
14	発達と老化の理解Ⅱ	20時間	免除	20時間	20時間
15	認知症の理解Ⅰ	10時間	免除	10時間	免除
16	認知症の理解Ⅱ	20時間	免除	20時間	20時間
17	障害の理解Ⅰ	10時間	免除	10時間	免除
18	障害の理解Ⅱ	20時間	免除	20時間	20時間
19	医療的ケア・通信	50時間	50時間	50時間	50時間
	医療的ケア ※演習	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数
	実務者研修受講時間数	450時間	95時間	320時間	320時間
	通信科目	19科目	2科目	11科目	10科目

「訪問介護員養成研修3級課程」「喀痰吸引等研修」修了者は無資格者と同様のカリキュラムを受講するものとする。

(事務局窓口・休業日)

第8条 原則、休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設長が認める場合には、休業日を変更することがある。

(1) 年末年始 12月29日～1月3日

- (2) 毎週土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当施設が認めた日

(入講時期)

第9条 每月1日もしくは15日とする。

(受講対象者)

第10条 受講対象者は、介護福祉士国家試験受験予定者であり、全ての過程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な心身ともに健康な16歳以上の方とする。(ただし、母性保護のため、妊娠しているものは除く)  
また、テキスト・添削課題・通学授業等の研修全体が日本語で構成されているため、その読み書き・聞き取りが問題なくできる方とする。

(入講者の選考)

第11条 前条の通りであることの確認を行う。

(入講手続)

第12条 入講手続きは次のとおりとする。

- (1) 「介護福祉士実務者研修受講申込書」もしくはホームページから必要事項を記入のうえ、または電話で、各コース期日までに申込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。科目の免除を希望する者については該当資格の資格証の写しを提出すること。
- (2) 当社は、申込み受付けを確認した後、契約内容確認書等の受講料支払い書類を郵送する。クレジットカードでの支払いはWebのみ取り扱いとしており、この場合は申込時点で決済完了しているため、受講料支払い書類を除いた契約内容確認書等を郵送する。
- (3) (2)を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は、受講料の支払いを確認した後、開講日までに教材等を発送する。

(受講料)

第13条 研修参加費用は次のとおりとする。

所有資格	研修参加費用合計	納付期限
訪問介護員1級、介護職員基礎研修	84,700円	振込での支払いの場合は、契約内容確認書等受取から10日以内。クレジットカード払いは、申込時点で決済完了。
訪問介護員2級	93,500円	
介護職員初任者研修	93,500円	
無資格者	158,400円	分割納入は、クレジットカード払いのみ。

(1) ベネッセ介護福祉士実務者研修オリジナルの割引を行うこともある。

(解約の条件及び返金の有無)

第14条 受講者からの解約は次のとおりとする。

(1) 契約内容確認書を受領した日から起算して8日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当社に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。教材を受領済みの場合、教材を返却する。

(2) (1)の期間後、解約の希望がある場合は受講者本人より開講日の前日までに当社にその旨を電話にて連絡する。当社は連絡確認後、納入された受講料全額を返金、受講者はテキスト教材を返却する。返却に必要な送料等は受講者が負担する。

(3) 開講日以降の解約は、原則として研修参加費用全額を納入とする。

また、応募者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。この場合、テキスト等教材を返送費弊社負担とし返還の上で、振込手数料を弊社負担とし納入された受講料全額を返金する。ただし、当社開催の別コースの講座を受講する場合は、その受講料へ充当することも認める。

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合には欠席とする。

やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとする。

早退は欠席の扱いとする。

(補講の取扱い)

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修した者とみなす。補講にかかる受講料については無料とする。

(受講の取消し及び除籍)

第17条 次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができます。

受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) 第5条に定める在籍年限を過ぎた者
- (5) 契約内容確認書等の受け取り後10日以内に受講料の支払いがなく、今後も支払い意思または支払い能力がないと判断される者

ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と当社)の意思を確認の上決定する。

(休学)

第18条 受講者が疾病等のやむを得ない事由によって受講を一時中断する場合は、その事由を明らかにする書類（診断書等）を添え届け出て、養成施設長の承認を受けなければならない。ただし、在籍年限を超えない範囲での休学を認めるものとする。

（復学）

第19条 前条の規定による休学中の者が復学の際は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを養成施設長が確認し、編入が可能な他コースに復学するものとする。

（学習の評価）

第20条 学習の評価は以下のとおりとする。

- (1) 受講者が必要な科目全てを履修したことを確認する。
- (2) 添削課題は期限までの提出状況を確認する。
- (3) 各科目の到達目標に従い、介護の知識・技術の習得度の評価を行う。
- (4) 「介護過程III」45時間、「医療的ケア演習」については、通学授業とする。  
「介護過程III」において、実技試験を実施し習得度の確認を行う。  
「医療的ケア演習」において、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。
- (5) 評価は、課題の理解度及び的確性に応じて次のとおり確認することとする。

100点を満点評価とし、

A評価：90点以上

B評価：80点以上～89点以下

C評価：70点以上～79点以下

D評価：70点未満

D評価の者については、課題の再提出等を課し、再度評価する。

（課程修了の認定）

第21条 修了の認定は、第7条に定めるカリキュラムを全て履修し、講師が科目ごとに行った評価をまとめて全体の評価を行い、修了認定会議において一定の基準に達したと認められた者に対して行う。

（修了証明書の交付）

第22条 第21条により修了を認定され、研修受講料を全額納入した者には、当社において修了証明書を交付する。

（教職員の組織）

第23条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 教務に関する主任者

- (3) 介護過程Ⅲを担当する講師
- (4) 医療的ケアを担当する講師
- (5) その他の教員
- (6) 事務職員

(賞罰)

第 24 条 賞罰は以下のとおりとする。

受講者が指示に不当に従わなかつたとき、受講者としての本分に反し故意に業務を妨害・破損する行為があり、改悛の見込みがないときは、指導、警告、勧告及び退学とする。

(研修事業執行担当部署)

第 25 条 本研修事業は、当社介護セミナー係にて執行する。

(その他留意事項)

第 26 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情受付部署：介護セミナー内受講者担当 電話 03-6836-1123
- (2) 事業実施により知り得た受講者の個人情報は、申込された資料送付、研修に関する案内、研修受講に関する諸業務のほか、株式会社ベネッセスタイルケアおよびその関連会社の事業における人財募集に関する案内、研修、セミナー、資格講座などの案内の送付等、および各種の統計調査に利用することがある。みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者が講習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (4) 研修初日に受講者の本人確認を行うものとする。研修の受講申込を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書（健康保険証・運転免許証・パスポート等）により確認する趣旨であるため、現住所と同一であることまで求めない。

(施行細則)

第 27 条 この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は令和 7 年 9 月 1 日から施行する。